

令和7年度豊野支所発地域力向上支援金事業募集要項

長野市豊野支所

1 主 旨

豊野支所では、次のとおり、「支所発地域力向上支援金事業」を募集します。

2 交付対象者

豊野支所管内に居住する者又は豊野支所管内の事業所に勤務する者を構成員に含み、管内で活動している団体又は活動しようとする団体・グループ

3 交付対象事業

- (1) 地域住民の保健及び福祉の充実を目的とする次に掲げる事業
 - ア 地域の高齢者等の支援を目的とした事業
 - イ 地域住民の食生活の改善や健康の保持を目的とした事業
 - ウ 地域の福祉の向上を目的とした事業
- (2) 地域住民の教育及び文化の振興を目的とする次に掲げる事業
 - ア 地域住民の教養や技能の向上を目的とした学習の場を提供する事業
 - イ 地域の伝統を守り、後継者の養成を進める事業
 - ウ 地域の青少年の健全育成を目的とした事業
- (3) 地域の安全及び安心の実現を目的とする次に掲げる事業
 - ア 地域住民への安全意識の啓発や広報等を行なう事業
 - イ 地域の安全を守るためのパトロール等を行う事業
 - ウ 地域の安全安心を進める団体等の活動を支援する事業
- (4) 地域の環境の保全及び景観の形成を目的とする次に掲げる事業
 - ア 地域の環境美化を行う事業
 - イ 地域の景観の維持保全を進める事業
 - ウ 地域住民への美化啓発、環境意識の啓発を行う事業
- (5) その他地域の活性化及び課題の解決に資する事業
 - ア 地域内での産業振興、雇用確保を図る事業
 - イ 地域資源を活用した特産物の振興を図る事業
 - ウ 地域資源を活用した
 - エ 地域の農林資源を守り、地域の振興を目指す事業
- (6) 地域の災害復興や復興に向けたまちづくり、防災力の強化を目的とする事業

4 交付対象外事業

- (1) 宗教的活動又は政治的活動に関するもの
- (2) 公序良俗に反するもの
- (3) 専ら特定の企業及び個人の利益を追求するためのもの
- (4) その他市長が適当でないと認めるもの

5 交付対象経費

交付対象事業の実施に要する経費から、下記に掲げる交付対象外の経費を控除した経費

(交付対象外の経費)

- ア 国、市、他の地方公共団体及びそれらの外郭団体並びに民間団体で行っている他の補助金等の交付を受ける経費

- イ 3年を超えない活動に要する物品（備品相当：税別3万円以上のものに限る）の購入に要する経費
- ウ 特定の個人が所有することとなる物品等の購入費
- エ 交付対象者の構成員を対象とした懇親のための飲食費
- オ 交付対象者の構成員に対する人件費及び謝礼
- カ 交付を受ける団体等の自らの運営に要する恒常的な費用
- キ その他適当でないと認められる経費

6 支援金の交付額

- (1) 交付対象事業費 3万円以上
- (2) 交付率 10分の10以内
- (3) 交付限度額 総額50万円を限度とします。

7 事業の募集方法

- (1) 支援金の交付を受けようとする団体（グループ）は、次の募集期間内に、「事業計画書（申込書）」を豊野支所に提出してください。
- (2) 募集期間 令和7年5月7日(水)～6月10日(火)

8 選考方法等

- (1) 交付対象事業は次の委員による選考委員会において選考し、支所長が決定します。
豊野支所長、支所長補佐（市民担当）、支所長補佐（産業振興担当）、豊野地区住民自治協議会長及び同会長代理
選考にあたっては、申し込みのあった団体等からヒアリングを行います。
- (2) 事業の選考基準は、次のとおりです。
 - ア 事業の必要性（地域にとっての必要性）
 - イ 費用の適正性（費用負担、積算方法の適正性）
 - ウ 事業の効果（受益者の対象範囲、事業実施による成果、解決できる課題）
 - エ 事業の将来性（事業終了後の自立と発展）
 - オ 過去の活動実績
 - カ その他必要な事項
- (3) 選考委員会は令和7年6月下旬に開催し、審査結果はすみやかに、応募者全員に通知します。
- (4) 交付対象事業は、令和8年3月31日までに終了するものとします。
- (5) 交付対象事業が完了したときは、「事業実績報告書」を提出するとともに、使用されなかった支援金については、返納していただきます。

9 交付対象事業の公表

交付対象となった事業及び事業者は、豊野支所掲示板に掲示するとともに、市ホームページ等で公開します。また、事業実施後に提出していただいた「事業実施報告書（自己評価）」は、支所で事業評価を行った上で公表します。